

第1章「互いに尊重し、健やかで、心やすらかに暮らせるまち」に向かって

第1節「あらゆる市民の人権を守り大切にする」ために

現況と課題

本市では、人類普遍の願いである平和の実現のため、昭和58年「非核平和都市宣言」を、平成4年には「差別撤廃・人権擁護都市宣言」を行うとともに、平成13年に「大東市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、平和と人権尊重の意義をより一層明確にし、人権問題を市の総合的課題として取り上げ、平和と人権施策に取り組んできた。

施策推進上の指針としては「人権啓発基本方針」・「同和行政基本方針」・「人権教育基本方針」そして「人権行政基本方針」などを策定し、『人間の尊厳』を基本理念として、同和問題、子どもの人権問題、障害者問題、女性問題、外国人問題などあらゆる人権問題の解決を目指すとともに、人間性あふれる生活を営むことができる地域社会の形成を積極的に推進してきた。

21世紀を『人権の世紀』とするため、今を生きる私たちが過去の歴史を振り返り、学習し、一人ひとりが人権問題を、自らのこととして気づき、行動することを市民すべての共通目標として定着させることが大切である。

人権教育・人権啓発のさらなる創意と工夫による展開が必要であるとともに、人権への取り組みが転換期にあることを認識し、行政と市民の役割の明確化、市民参加・参画の推進、自己実現の機会の充実などにより、人権尊重のまちづくりを形成し、心豊かな地域社会を実現する地方自治を構築することが目標となる。

わが国では、平成14年3月に法的な特別措置による同和対策事業が終焉を迎えたが、人権施策の大きな枠組みとして、平成9年の「人権擁護施策推進法」、平成12年の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」などが制定され、現在では様々な人権の個別課題に対する法整備が推進されている。とりわけ、同和問題は人権問題という本質から捉え、残された課題の解決を急ぐとともに、これまでの成果を損なうことなく、すべての人権が尊重される差別のない社会の実現を目指す取り組みとして推進を図らなければならない。

女性の自立と社会参画を促し、男女共同参画社会を目指すことは、社会全体の大きな課題であり、平成11年6月には「男女共同参画社会基本法」が制定され、国、自治体、国民の責務が明文化されたところである。本市では、平成9年に「大東市男女協働社会行動計画」を策定し、男女共同参画社会の実現にむけた講座や啓発に取り組んできたが、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行、少子高齢化や急激な社会の変化を受け、平成16年3月に「改定大東市男女共同参画社会行動計画」を策定し、性別にかかわらず自分らしさと個人が持つ力を発揮し、多様な生き方ができるまちづくりを目指す、としたところである。

対策の考え方と方向

まちづくりの基本は、人間性の尊重すなわち「人にやさしい、人がやさしい」視点に求められ、それを象徴するのが平和と人権であり、常に意識し、共有しなければならない。

新世紀の到来を契機に、あらゆる差別をまちづくりのなかで着実に取り除くことに努め、暮らしと様々な活動が円滑に行える社会的環境を創意ある発想と方法に立って創っていく。

- (1) 自治体平和施策の推進
- (2) 人権施策の推進
- (3) 男女共同参画社会の推進

具体的展開

(1) 自治体平和施策の推進

非核平和都市の推進

- ・ 「あらゆる戦争と核兵器の廃絶を訴える」という明確な意思のもと、戦争の悲惨さ・愚かさを風化させることなく、平和を訴えるとともに、後世にその大切さを継承する。

(2) 人権施策の推進

人権行政の推進

- ・ 人権尊重の理念に沿った人権行政を推進するため、「人権行政基本方針」に基づいたまちづくりを展開するなどの総合的な人権施策に取組み、人権の視点からまちづくりの点検をすすめ、生活に根ざした差別のない社会形成を目指す。
- ・ 同和問題は人権問題の本質から捉え、人権侵害のない社会の実現を目指し、同和事業のこれまでの成果を損なうことなく、一般施策へ効果的に転換するための対応を継続して実施する。

人権啓発の推進

- ・ 憲法・人権週間の事業や人権啓発に関するつどいの実施、啓発冊子の作成、人権展の開催などの事業を様々な機会や場において実施し、人権尊重の意識が地域に広がる取組みを推進する。
- ・ 人権に関する様々な情報を収集し、市民がその情報を共有できるしくみを図る。
- ・ 市民自身による人権文化の創造活動に対する支援など時代に応じた人権啓発活動を推進するため、大東市人権教育啓発推進協議会(ヒューネットだいてう)を核とした市民の参加参画や自主的活動を促進する。

地域交流の促進

- ・ 人権文化センターなどにおいて、多様な地域交流や福祉向上のための事業を促進するとともに、各種相談に対する指導助言や人権に関する理解を深めるための啓発を展開するなど、人権尊重のまちづくりに寄与する創造的活動を推進する。
- ・ 特に、教養・文化活動を実施する各種講習講座事業は、人権意識の広がりを目指した地域交流促進の一環として多くの人々が参加できるよう対策を講じる。

人権教育の推進

- ・ 国際感覚・人権感覚を持った人の育成と、差別のない社会を形成するため、あらゆる場で人権教育を実施する。
- ・ 国連10年行動計画のフォローアップとして、学校・地域・家庭においての人権教育に取組む。
- ・ 特に、学校においては、豊かな人間性をはじめ自ら学び、自ら考える「生きる力」を育む教育をすすめる。

(3) 男女共同参画社会の推進

男女共同参画社会の推進

- ・ 男女共同参画社会の形成を可能にする社会システムの一環として、市民協働による男女共同参画推進条例の制定を目指す。
- ・ 家庭や地域、職場をはじめあらゆる社会において男女共同参画社会が実現できるよう、意識変革を図るための対策を講じる。
- ・ 男女共同参画ルームなどにおいて、人材の育成、相談体制の確立、講座の創設、情報の提供を実施し、伝統的・固定的な性別役割分業意識の解消と女性のエンパワーメントの促進を図る。

女性の社会進出の推進

- ・ 性別を問わず一人ひとりが自己の能力を発揮することができる社会形成を目指し、女性の視点をまちづくりや社会に活かす手立てを講じる。

ドメスティック・バイオレンスの対策

- ・ DVをはじめ、女性に向けられた暴力に対する被害者への支援と被害防止に向けた対策を講じる。

第2節「健康な心と身体を育む」ために

現況と課題

高齢社会の進展に伴って、市民の健康に対する関心は年々増大し、市民ニーズは様々な形で多様化している。健康は自らの財産であり、まず自ら健康を管理し、考えることが原点である。市民一人ひとりが日頃から健康に関心を持ち、健康づくりに努められるよう環境としくみを整える必要がある。

平成14年に「健康増進法」が制定され、生活習慣予防による健康づくりが重視されたところである。一次予防の重視、健康づくり運動の推進等が「健康日本21」で示され、一人ひとりが稔り豊かで満足できる人生を全うできるようにし、併せて持続可能な社会の実現を図ることを目的としている。平成17年7月には「食育基本法」が施行され、生活背景を重視した乳幼児期からの食生活の取り組みが推進されてきている。また、平成18年度からスタートする「改正介護保険法」や「改正老人保健法」においては介護予防が重要視され、要介護状態にならないよう、また要介護状態にある方の軽減を目指すこととなった。高齢者をはじめ誰もが生きがいを持ち続け社会に参加できるよう、健康であり続けるための対策が強化されている。

本市においても、平成16年度に生活習慣病を予防するための個人の生活習慣の改善と積極的な健康増進を謳った「健康大東21計画」を策定したところである。また、これに先立ち、産官学連携により創設した「大東ダイナミックプロジェクト」は、運動や笑いによって医療費が減少する等の効果があり、市内外から高く評価されている。今後はさらに、乳幼児期からの生活習慣病予防の健康対策を講じ、一人ひとりのライフスタイルや実情に応じた健康づくりを進める必要がある。とりわけ、介護予防対策の一環として虚弱な高齢者に対する健康づくりには力を注ぐ必要がある。また、子どもの体力低下についても警鐘が鳴らされているところであり、幼少期に遊びの中で基礎的体力を身につけること、学校での体育授業をはじめとする運動等への取り組みが必要となっている。

核家族化や少子化の進行、地域の連帯意識の希薄化、女性の社会進出の増大などにより、子どもを産み育てる環境は大きく変化し、家庭における育児機能の低下、育児の孤立化をはじめとする保護者の子育て不安が増大している。両親教室や育児相談会等、市民ニーズに応じた出産や子育てを支援する取り組みは大切である。経済的支援に対する市民からの要望は大きく、乳幼児医療費公費助成制度の充実や児童手当の拡充など国や近隣自治体の動向を傾注しながら、こうした取り組みに対する配慮も必要である。

高齢化の進展もあって医療サービスに対する需要は増加している。医療連携について、身近な地域的なものから広域的なものまで、幅広い地域医療ネットワークを充実させる必要がある。

対策の考え方と方向

心身の健康はすべての市民の暮らしの質を守り、高めていくための最大の財産であり、それを得る権利の保障は極めて大切である。

都市社会におけるライフスタイルの変化は、あらゆる世代に及び心身の健康や疾病構造に大きく影響し、高齢化の進展は、健康への関心をますます高める傾向にある。

その克服のため日常生活や地域社会での健康づくりへの取り組みを図り、心と身体
の健康づくり(ヘルスプロモーション)の視点に立ってまちづくりの質を捉えなおしていく。

- (1) 生活の中での健康づくり
- (2) 市民の保健の向上と病気の予防
- (3) 医療の助成とネットワーク化

具体的展開

(1) 生活の中での健康づくり

健康づくり

- ・ 子どもから大人まで市民の日常生活における健康目標を定め、健康づくりに市民の各世代がともに考え、取り組める身近な場と機会を提供する。
- ・ また、気軽に参加できる健康教室、出前講座を積極的に行うとともに、市民の意見を反映した健康イベントやグループづくりなど市民こぞって実践できる事業を創設する。
- ・ 身体だけでなく「心の健康づくり」についても健康維持の取組みをすすめる。
- ・ 子どもたちに対しては、学校と保健行政が連携し、食生活や運動のバランスを保った規則正しい生活と基礎的体力を身につけるための指導を行う。

(2) 市民の保健の向上と病気の予防

健康診査・保健指導等の推進

- ・ 市民一人ひとりが健康に関心を持ち、ライフスタイルやライフステージに応じた健康管理ができるよう、生活習慣病などの健康診査の拡充を図るとともに、健診後のフォローや相談体制を充実させる。
- ・ 健康診査を受ける機会が少ない方については、定期的に健康診査が受診できるよう体制の充実を図る。

介護予防等の充実

- ・ 保健師や理学療法士、作業療法士等のサポートのもと市民が主体となる健康体操教室を開催する。その際、地域毎の開催ができるようリーダーの育成や参加者が増えるための試みを実践する。
- ・ 認知症の予防対策として、その予防・改善教室を開催する等の対策を講じる。
- ・ また、閉じこもり予防対策として、民生委員、校区福祉委員等の地域協力を得ながら、高齢者の社会参加ができるための対策を講じる。
- ・ 介護予防に対しては、その認識を深めるための啓発を行い、給付サービス事業者への運動指導技術や知識向上のための講習会を開催する。

健康に対する市民啓発

- ・ 健康に関する市民啓発の一環として、応急手当の技術講習や保健所と連携した献血・ドナーカード取得などの社会協力の啓発を行う。

(3) 医療の助成とネットワーク化

生活リハビリテーション機能の充実

- ・ 理学療法士、作業療法士の指導による一人ひとりの状況に応じた治療後のリハビリテーションのメニュー作成と訓練指導等を行い、機能維持・向上を図る。また、機能訓練の一環として実際の生活活動を体験する取組みを図り、社会復帰をすすめる。
- ・ とりわけ、退院後の患者に対する運動や介助の方法の指導、住環境整備の助言に力を注ぐ。

救急医療のネットワーク化

- ・ 医療については、多様化する市民ニーズに対し、周辺都市の協力や民間機関を含め、病院・診療所など施設間の役割分担により相互のネットワーク化を図り、市民の病気治療などに対応する。

乳幼児医療公費助成の拡充

- ・ 少子化対策の一環として、乳幼児医療公費助成制度の対象年齢上限の拡大について検討する。

第3節「互いに支えあう、あたたかい福祉を広げる」ために

現況と課題

平均寿命の伸びと出生率の低下により、急速な少子高齢化が進展している。本市においても、平成22年に65歳以上人口が全体の20%を超えると予想される。

市民意識においては、核家族や一人暮らしの増加、地域連帯の希薄化などによる相互扶助の担い手が減少しており、将来高齢期を迎えた時の不安が増大している。

市民の誰もが住みなれた地域のなかで、家族や知人など身近な人々との心のふれあいを保ちながら、互いに助けあうとともに安心して生活したいと願っている。地域のなかで自分にふさわしい福祉サービスの選択と享受、そして地域連携の充実など、市民の協力と理解を得ながら、総合的かつ有機的な福祉環境が存在するまちづくりをすすめる必要がある。

とりわけ、介護保険制度は、高齢者の自立支援と尊厳の保持を基本としつつ、制度の持続可能性を高めていくため、制度施行5年を機に改正が行われた。明るく活力ある超高齢社会を目指した一貫性・連続性のある総合的な介護予防システム(新予防給付の創設、地域支援事業の創設)の確立、在宅介護を重視した地域密着型サービス・地域包括支援センターの創設等新たなサービス体系の確立などシステム転換が図られたところである。市としても、こうした制度改正や国・府の施策動向を見据え、福祉・保健・医療の各分野が総合的に連携を図り、高齢者が安心かつ元気に生活できる取組みを行っていくことが責務となっている。

また、平成12年6月に「社会福祉事業法」等が改正され、社会福祉事業や措置制度等の社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる福祉ニーズに対応するための見直しが行われた。障害者福祉サービスについては、利用者の立場に立った制度を構築するため、平成15年度より「支援費制度」がスタートし、事業者は利用者の選択に十分応えることができるようサービスの質の向上を図ることが求められるようになったところである。

さらに、障害者の地域生活と就労をすすめる、自立を支援する観点から、障害種別に関わらずサービスを一元的に提供するしくみとして「障害者自立支援法」が制定された。障害者がもっと働ける社会を築き、社会資源を活用できるための規制緩和を実施し、公平なサービス利用のための手続き等の透明化・明確化が図られることになる。障害者が人口の5%を占めると言われている状況にあって、市は障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する計画を定め、それに即した障害者等の自立支援のための事業の展開が必要となる。なお、障害者に対する権利擁護や差別防止を図りながら、福祉の増刷新しなければならない。

高齢者、障害者とも、自ら培ってきた豊かな経験・知識・学習の成果などを発揮し、生きがいを持って活動や就労できるよう、地域社会において活躍できる場を求めている。

対策の考え方と方向

豊かな福祉の実現は、市民が等しく自己実現と社会参加を遂げる基礎条件である。

すべての市民が、住みなれた地域のなかで、家族や知人など身近な人々と、心のふれあいを保ち、生きがいを持ちながら生活ができる自立支援型社会の構築を目標とする。

介護保険制度の進展を見守りながら、保健・医療・福祉の連携のもと、適切なサービスが利用できる環境としくみを整えていく。

- (1) 地域福祉の推進
- (2) 高齢者福祉の充実と自立への支援
- (3) 障害者福祉の充実と自立への支援
- (4) 介護保険制度の円滑な推進

具体的展開

(1) 地域福祉の推進

地域福祉の推進

- ・ 大東が培ってきた福祉の施策を十分に活かし、誰もが住みなれた地域のなかで生活し、より高水準で有効な福祉サービスが利用できるよう、地域福祉の推進と福祉行政の再編に取り組んでいく。
- ・ 関係する人々すべてが希望に満ちた生活が営めるよう権利擁護のための施策を充実させる。

社会福祉協議会との連携

- ・ 社会福祉協議会の事業を促進し、市民の生活・福祉に関わる各種公益的サービスを通じて福祉コミュニティの形成を図る。

地域住民との連携

- ・ コミュニティソーシャルワーカーや校区福祉委員会など地域に根付いた活動を契機に福祉ボランティアの基盤づくりをすすめ、地域住民とも協働・連携を図り、福祉のまちづくりを地域全体で支えていく。

(2) 高齢者福祉の充実と自立への支援

高齢者の在宅介護・介護予防への支援

- ・ 各地域にNPO法人等の協力を得ながら、街かどデイハウスを設置し、様々な活動を通じて高齢者の日常生活の向上と介護予防を図る。
- ・ 総合福祉センターをはじめとする福祉施設を有効に利活用し、利用者の健康維持、教養・文化の向上、スポーツ・レクリエーション活動を実施する。
- ・ また、引きこもり対策として、このような様々な活動や催しに参加して頂けるよう専門サポーターにより誘導を行う。
- ・ その他、ホームヘルパーの派遣、在宅給食サービス、訪問理容サービスなど、在宅介護に必要な日常生活の支援を行う。

高齢者の社会参加支援

- ・ ワークプラザやシルバー人材センター等との連携、企業や地域住民の協力のもと、高齢者の生きがい充実や社会参加意欲に応じた就労機会の増大を図る。
- ・ 地域の老人クラブの活動をはじめ高齢者の豊かな知識と社会経験を活かした各種活動を支援し、社会参加しやすい環境を整える。
- ・ また、高齢者の健康・生きがいづくりを促進するための生涯学習活動や様々な催しを実施する。

(3) 障害者福祉の充実と自立への支援

障害者の在宅介護への支援

- ・ 障害者の自立促進、身体機能の維持向上等が図られるよう、デイサービスセンターにおいて各種サービスを提供する。
- ・ 障害者を対象とした身体介護、家事援助、外出介助等を行うためのホームヘルプサービスをはじめ、ショートステイ、入所施設等における介護を実施する。
- ・ 総合福祉センターをはじめとする福祉施設を有効に活用し、利用者の健康維持、教養・文化の向上、スポーツ・レクリエーション活動を実施する。

障害者の社会参加支援

- ・ 身体・知的・精神・就業の各障害者生活支援センターと協力を得て、各種相談、各種講習会、ケアマネジメントを実施し、障害者に対する社会参加を支援する。
- ・ また、自立のための訓練や就労移行支援等を施すとともに、心身の障害の状態の軽減を図るための支援を実施する。
- ・ その他、精神障害者の相談体制の充実、移動手段の支援、日常生活用具の提供、手話通訳等の派遣、地域活動への支援等を実施する。
- ・ 障害者福祉作業所と連携し、障害者の就労を含めた自立を目指した作業訓練や生活指導を実施する。
- ・ 障害者のための就労支援のネットワークづくりを行い、安定した働く場の確保に努める。
- ・ 障害者に対する差別をなくすための啓発活動を実施する。

(4) 介護保険制度の円滑な推進

介護保険制度の円滑な推進

- ・ 介護保険制度の基本理念である高齢者の自立支援と尊厳の保持を基本とし、市民の視点で丁寧かつ的確な対応に努める。
- ・ 特に、サービス提供事業者の協力を得ながら介護予防に重点を置くとともに、利用者の意識改革を図る。
- ・ 新たなサービス体系の一環として、夜間対応型訪問介護をはじめとする地域密着型サービスの展開を図るとともに、地域包括支援センターを順次開設し、総合的な相談窓口機能、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントの支援機能を充実させる。

第4節「暮らしの中の困りごとを解決する」ために

現況と課題

右肩上がりの急激な経済成長が期待できない状況下や、構造改革の進展は、雇用や労働の条件など市民生活の根本に多くの影響を与えている。特に、失業率の高さは、ある程度落ち着きを見せ回復傾向にあるものの、関西圏のそれは全国平均以上の数値を示し、依然予断は許さない。

安定した雇用や就労の環境のもと、安定した日常生活を送ることは市民生活の基本である。本市には、製造業を中心した「産業のまち」という特性を有しており、これらが持つ雇用能力については、第4章第1節で掲げる産業施策との連携により、導き出すことが求められる。

こうした状況とも相まって、全国的に生活保護受給世帯は増加しており、全国で100万世帯(平成16年10月現在)が受給している。本市においても、受給者は、1,000人(平成17年3月現在)を突破しており、急激に増加している。国(厚生労働省)の生活保護制度の在り方に関する専門委員会は、「利用しやすく自立しやすい制度へ」という基本的視点を示し、自立支援プログラムの導入・推進とともに、生活保護制度の重要性などの報告を行った。今後、市においても生活保護受給者が就労に結びつけられるような対策を講じる必要がある。

人々のライフスタイル、価値観が多様化している今日、生活上の問題・課題の範囲が広がり、各種相談事業における相談の件数や陳情・要望の件数もそれに伴って増加している。この5年の間、各種相談事業の実施時間帯や実施場所を拡充するなどを講じてきたが、さらに、きめ細やかで柔軟な相談体制の構築が必要である。

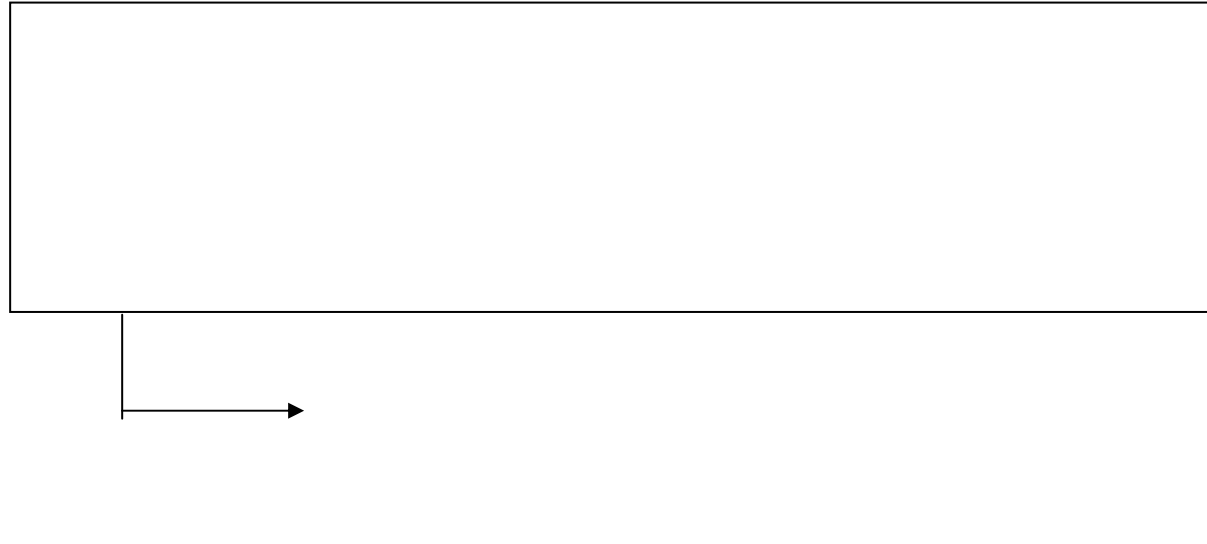
経済社会の高度化・多様化に伴い、様々な商品が流通しているが、その分、消費者が適正に選択することが困難となるなど、事業者と消費者の間で不均衡が生じている。悪徳商法や商品詐欺は、こうした問題の代表例であり、事件はますます増大し、複雑化の傾向にある。行政の任務として消費者の保護を図ることは大切な取り組みである。

対策の考え方と方向

市民の生活様式、生活状況がめまぐるしく変わる時代において、市民の日常生活にはさまざまな困りごとやトラブルが発生する。

市民生活の安心と自立のため、それぞれの原因と性格を的確に見極め、地域社会の協力を得ながら生活保障や相談サービスなど適切な対策を持ち、問題解決に向けはたらきかけていく。

また、雇用・就労は市民生活の基本である。産業振興対策と連携を図りながら、雇用の促進に向けた対策を講じる。

- 
- (1) 消費生活の改善
 - (2) 生活保障と自立の支援
 - (3) 市民相談サービスの充実
 - (4) 雇用・就労の推進

具体的展開

(1) 消費生活の改善

消費生活相談の充実

- ・ 複雑・巧妙になる悪徳商法から消費者を守り、被害を最小限に食い止めるため、消費者問題にかかる相談窓口を拡充する。

消費者意識の高揚

- ・ 消費者が自主的・合理的な判断できるような高水準で有効な消費に関する情報提供を行うとともに、消費者意識の高揚のための啓発・育成に努める。

(2) 生活保障と自立の支援

生活保護受給者の自立支援

- ・ 雇用制度の変化、家庭の崩壊など様々な原因によって生じる生活困窮世帯に対し、保護受給の支援を行うとともに、自立支援プログラムを導入・推進する。
- ・ 特に、就労に対する支援については、国・府等の就労支援施策を積極的に活用し自立の促進を図る。

ホームレスの自立支援

- ・ ホームレスの方に対して巡回訪問による生活相談を行い、生活自立の促進を図る。
- ・ 近隣市町村との広域連携によりホームレス対策の拠点として自立支援センターを設置する。

(3) 市民相談サービスの充実

市民相談体制の充実

- ・ 市民が抱える広範囲な日常生活における苦情・問題に、行政自らがより積極的な姿勢であたり、解決への道筋を示す相談窓口体制の充実を図る。
- ・ 特に、時代を反映した新種の苦情にも対応できるよう、新しい相談体制の開拓をすすめる。

外国人居住者への支援

- ・ 外国人の生活利便を図り、コミュニティの一員として暮らせるように外国語の生活ガイドブックや公共サインの整備、相談体制の確立など日常生活におけるサービス向上を図る。

(4) 雇用・就労の推進

地域雇用対策の推進

- ・ ハローワークをはじめとする関係機関と連携を図り、雇用に関する情報提供を実施する。
- ・ 雇用・就労を促進するための相談機会を設け、個人の希望に応じた就労支援メニューを提供する。
- ・ 技能習得や能力開発のためのセミナーや訓練の機会を拡充し、創業や第二創業、就労に対する支援を実施する。
- ・ 専門家のノウハウを活用し、就労希望者と人材確保を希望する市内民間事業者との連携を図り、就労支援をすすめる。
- ・ 障害者に対する雇用対策として、市内民間事業者への啓発や行政からの委託事業の促進を図り、雇用機会の確保に努める。